

### 3 感染状況に応じた取組

	課題	対応策	平時における準備	海外や国内で新たな感染症等が発生した時	流行初期 (発生の公表から1ヶ月間)	流行初期以降	感染が収まった時期
組織体制 ・ 受援体制	(1)BCPと発動基準が不明確であった (2)所内の指示命令系統が不明確であった (3)作業方法や全体の進捗、各課の状況等の実態を理解・把握して調整する所内のコーディネート機能が弱く、人員の割り振りや作業プロセスが統一できなかった (4)必要人員数が不足していた (5)外部人材や勤員職員による補充がなかった、または補充のタイミングが遅かった (6)県全体で保健所の人員確保数や配置数が不足していた (7)発生状況を見越した迅速な受援体制の導入ができていなかった (8)各課、各班の役割や責任の所在が曖昧であった	1)BCPの見直しと、発動基準の確認を行い、その内容を職員へ周知 2)組織図、各班体制について見直しを行い、組織図、班体制を明示、また各班における責任者・役割・業務手順を明確にし職員へ周知 3)【県庁・他保健所との調整】本庁の対策本部との連携、救急搬送や入院・入所調整等、本庁と保健所の役割の明確化、指示命令系統の一元化、各保健所の人員数の確保について検討 4)管内において新たな感染症が発生した際には、「吉野保健所感染症対策本部」(以下「保健所対策本部」という。)開設の要否を本部長(所長)が判断し、開設宣言、所内への通知、体制移行を周知する 5)本庁応援職員、外部委託、IHEAT、からの応援職員等の支援を依頼する判断基準や依頼手順、調整方法を、あらかじめ明確にし本庁と共有しておく 6)応援業務ごとの詳細なマニュアルやFAQ、Q&A等を作成 7)応援職員・外部職員の保健所内における執務環境(場所・設備・備品等)の整理、準備 8)平時から応援職員を想定した保健所内での訓練を企画・実施 9)外部委託が想定される業務の種類や留意事項を事前に明確化	・BCPの見直しと、発動基準の確認を行い、その内容を職員へ周知 ・年間計画で事業の優先順位を決めておく ・組織図、各班体制について見直しを行い、組織図、班体制を明示、また各班における責任者・役割・業務手順を明確にし職員へ周知 ・【県庁・他保健所との調整】救急搬送や入院・入所調整等、本庁と保健所の役割を明確にし、指示命令系統の一元化について検討しておく ・保健所対策本部の設置と訓練の実施 ・応援業務ごとに過去マニュアルの見直し、整理 ・本庁応援職員、外部委託、IHEAT、市町村保健師等保健所外部の支援を依頼する判断基準、依頼手順を明確化し本庁と共有 ・応援職員を想定した保健所内における執務環境や物資・資材を整理し、準備 ・応援職員を想定した保健所内での研修や訓練を企画、実施 ・外部委託が想定される業務の種類や留意事項の明確化	・平時より決めておいた役割分担を再周知 ・保健所対策本部の設置準備及び必要時実施 ・所内の感染症有事体制の人員参集と必要物資・資材の調達と配分に向けた準備 ・保健所感染症対策本部を設置したとき、または保健所長が必要と判断したとき、応援職員派遣の依頼・要請を行う ・応援職員の参集準備を開始 ・業務マニュアルの準備、オリエンテーション資料の準備 ・保健所外部人材受入のための執務環境や物資・資材を確保	・保健所感染症対策本部の設置及び実施 ・県へ確認し、平時から有事への移行を判断 ・感染症及び感染者に関する情報収集 ・感染症有事体制人員参集及び必要物資・資材の調達 ・BCPの発動 ・応援職員等の参集、オリエンテーションの実施	・各班体制の稼働 ・県による業務の一元化や外部委託により業務の効率化を推進 ・本庁と調整し予算の確保 ・応援職員の追加受入 ・マニュアル、FAQ、Q&A等の更新 ・応援職員間の引継体制の構築	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証 ・職員の休暇取得の促進
相談	(9)地域住民からの一般相談、受診相談、療養者相談、関係機関からの連絡等の電話が混在して殺到したことで、優先的な案件や緊急案件の確認が遅くなった可能性がある (10)他保健所へ電話がつながりにくく、他保健所への電話取次業務が増加した (11)一般相談への対応を専門職がすることで、疫学調査等の業務が滞った (12)定型的な一般相談に対応する電話の自動音声ガイダンスが当所では導入されなかった	10)平時から、電話相談等の相談体制を整備する 11)所内では相談内容に応じて担当班が対応する 12)【県庁・他保健所との調整】相談件数増加時等の電話相談の外部委託・電話自動応答システム導入の検討と準備 13)医療機関や管内市町村からの相談に対応するため、平時から電話回線・携帯電話の確保やICT等を活用した対応方法について準備(関係機関ごとの相談窓口専用ダイヤルやメールアドレス等、チャットボットの導入、相談体制の確認) 14)【県庁・他保健所との調整】入院・入所基準、公費負担制度や療養証明等については、県ホームページへの掲載や医療機関、施設にポスターを揭示する等県として対応を依頼 15)保健所対応の一般相談について、保健所ホームページで説明サイトに誘導できるよう設定する	・【県庁・他保健所との調整】平時より相談対応に係る外部委託について、開始時期、情報共有等の方法を検討し、仕様書やマニュアル案を作成 ・管内医療機関や市町村等関係機関からの相談に対応するための電話回線・携帯電話の確保やICT等を活用した対応方法について準備(関係機関ごとの相談窓口専用ダイヤルやメールアドレス等、チャットボットの導入、相談体制の確認) ・保健所、関係機関等双方の連絡窓口の確認、共有 ・【県庁・他保健所との調整】住民への感染症に係る情報については、県ホームページへの掲載や電話自動応答サービス等の活用について県や他保健所と調整を図る ・【管内関係機関との調整】住民への感染症に係る情報について、医療機関・市町村等関係機関と連携した効果的な啓発方法について検討	・一般相談、受診相談、療養者相談、医療機関、施設等の相談窓口の設置 ・一般相談、受診相談、療養者相談、医療機関等の相談内容に応じた相談窓口を設置できるようにFAQを作成 ・外部委託可の場合、相談対応の外部委託準備を開始 ・電話回線・携帯電話の確保に向けた準備、ICT等の利用可であれば、ICT等を利用して管内市町村と情報を共有する ・【県庁・他保健所との調整】住民への感染症に係る情報については、県ホームページへの掲載、電話自動応答サービス等の活用や各医療機関・市町村・関係機関と連携した啓発を行う等、周知・啓発方法について県や市町村等と調整を図る	・夜間・休日等にも対応するよう相談体制の拡充 ・FAQ更新 ・相談窓口やよくある質問(入院・入所基準、公費負担制度、療養証明等)の回答をホームページへ掲載。県や市町村のページであればリンクを貼る ・関係機関への感染症に関する情報の啓発を依頼	・相談体制の拡充・変更 ・FAQ更新(10) ・県による業務の一元化や外部委託による業務効率化の推進 ・ホームページの情報を適宜更新	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証
検査・ 発熱外来	(13)所内での検体採取の場合、一般来訪者と検査対象者を分離した動線の確保が困難であった (14)検査業務に関して職種ごとの業務担当が曖昧であった (15)発熱外来やドライブスルー検査等の設置状況の把握と所内での情報共有により、統一した検査案内をする必要がある	16)所内検査での検査場所、動線の再検討を含めて検査方法や搬送手順、結果報告、患者への結果伝達方法等を保健研究センターや他保健所とともに検討し、過去のマニュアルを見直し、整理 2)(再)組織図、各班体制について見直しを行い、組織図、班体制を明示、また各班における責任者・役割・業務手順を明確にし職員へ周知 17)所内での検査以外に、発熱外来やドライブスルー検査の設置状況、予約、結果通知までの流れを確認、所内で情報共有、県民への周知方法の検討	・疑い例を感染症指定医療機関等へ受診調整するためのマニュアル、手順の確認、更新 ・保健研究センター等と協力して、検査に係る体制や過去のマニュアルを見直し、整理 ・【県庁・他保健所との調整】新たな感染症に関する知見の共有 ・【県庁・他保健所との調整】発熱外来準備状況の把握 ・【県庁・他保健所との調整】相談から発熱外来受診やドライブスルー検査の流れについて関係機関と確認 ・【県庁・他保健所との調整】検査体制、発熱外来についてホームページに掲載等、周知	・疑い例を感染症指定医療機関等へ受診調整するためのマニュアル、手順の確認、更新 ・保健研究センター等と協力して、検査にかかる体制や過去のマニュアルの再確認、更新、共有 ・【県庁・他保健所との調整】新たな感染症に関する知見の共有 ・【県庁・他保健所との調整】発熱外来への受診が円滑に行えるよう受診案内を行う ・【県庁・他保健所との調整】相談から発熱外来受診やドライブスルー検査の流れについて関係機関と確認 ・【県庁・他保健所との調整】検査体制、発熱外来についてホームページに掲載等、周知	・引き続き、発熱外来での受診手順の確認及び共有 ・マニュアルの更新 ・【県庁・他保健所との調整】発熱外来への受診が円滑に行えるよう受診案内を行う	・発熱外来への受診が円滑に行えるよう、受診手順の確認、見直し及びマニュアルの更新、共有 ・【県庁・他保健所との調整】発熱外来への受診方法や費用について、ホームページへ掲載し、医療機関、施設、公共機関等にポスターを掲示する	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証

	課題	対応策	平時における準備	海外や国内で新たな感染症等が発生した時	流行初期(発生の公表から1ヶ月間)	流行初期以降	感染が収まつた時期	
業務体制	発生届受理・感染症法等にかかる事務手続き	(16)管内医療機関における発生届等の電磁的入力が進まなかった (17)国システムと連動した県事務手続きのデジタル化が進まなかった (18)マニュアルがなく、入力が非効率的で精度に差が生じやすかった (19)勧告書等の事務手続きは専属の職員がダブルチェックできる状況ではなく、誤送付等のリスクがあった (20)状況に即応した体制構築に活かすため、管内感染状況等の分析、評価をする必要がある	18)【県庁・他保健所との調整】正確な発生届の入力方法や診断基準、入院基準等県医師会を通じて各医療機関に周知 19)発生届の入力方法や診断基準、入院基準等管内医療機関向けに定期的な研修実施 20)【県庁・他保健所との調整】国システムと連動したデジタル化による入力システムの検討、導入 21)【県庁・他保健所との調整】入力マニュアル作成 22)発生届等を活用した管内感染状況等の分析、評価 23)勧告書等の送付時は複数名で内容や送付先を確認する等チェック体制を整備し、マニュアルに規定	・正確な発生届の入力方法や診断基準、入院基準等県医師会を通じて各医療機関に周知 ・発生届の入力方法や診断基準、入院基準等管内医療機関向けに定期的な研修実施 ・【県庁・他保健所との調整】国システムと連動したデジタル化による入力システムの検討、導入	・【県庁・他保健所との調整】正確な発生届の入力方法や診断基準、入院基準等県医師会を通じて各医療機関に周知。 ・【県庁・他保健所との調整】入力マニュアル作成 ・【県庁・他保健所との調整】国システムと連動したデジタル化による入力システムの活用 ・感染症対策本部にデータ班を設置	・各医療機関への周知の継続 ・入力システムの活用と運用方法の見直し ・県・他保健所とも調整のうえ入力マニュアルを見直し ・発生届等を利用した管内感染状況等の分析、評価	・各医療機関への周知の継続 ・入力システムの活用と運用方法の見直し ・入力マニュアルの都度見直し ・発生届等を利用した管内感染状況等の分析、評価	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証
	積極的疫学調査	(21)感染拡大ピーク時に対応可能な疫学調査人員数が不足した (22)感染状況に見合った迅速な積極的疫学調査応援体制がとれていなかった (23)積極的疫学調査、健康観察、濃厚接触者の調査票の項目は多岐にわたり量も多く、フェーズによって不要と思われるものも混在した (24)発生届の項目に記載漏れ・間違いが多く、医療機関への確認に時間を要した (25)度重なる調査項目等の変更を担当者内でスムーズに共有ができない	24)発生届受理後速やかに調査が行えるよう、陽性者への初回連絡(ファーストタッチ)積極的疫学調査の対応可能な人員を確保 25)平時より積極的疫学調査を行うことができるよう、職員向けの研修・訓練等の人材育成を行う 26)平時より積極的疫学調査における説明資料やマニュアル、様式等を見直し、整理 27)【県庁・他保健所との調整】積極的疫学調査用の物品(電話回線・電話機・ヘッドセット等)の購入やリース等の確保方法を平時のうちから検討。必要時に迅速に調達できるよう仕様書案等を準備しておく 28)【県庁・他保健所との調整】積極的疫学調査における調査票や様式を準備し、調査結果や健康観察、濃厚接触者に係る情報をデジタル化できるよう準備 29)【県庁・他保健所との調整】正確な発生届の入力方法や診断基準、入院基準等県医師会を通じて各医療機関に周知 30)フェーズに応じた積極的疫学調査の項目の重点化の検討と、担当者への共有方法の検討	・発生後すぐに調査が行えるよう、陽性者への初回連絡(ファーストタッチ)積極的疫学調査の対応可能な人員を確保 ・平時より積極的疫学調査における説明資料やマニュアル、様式等を見直し、整理 ・【県庁・他保健所との調整】積極的疫学調査用の物品(電話回線・電話機・ヘッドセット等)の購入やリース等の確保方法を平時のうちから検討。必要時に迅速に調達できるよう仕様書案等を準備 ・積極的疫学調査における調査票や様式を準備し、調査結果や健康観察、濃厚接触者にかかる情報をデジタル化できるよう準備	・専門人材等の外部人員(IHEAT等)の参集 ・手順・体制の確認・評価。説明資料、マニュアルの更新 ・疫学調査用の物品・資材の確認・確保の手続き等準備 ・正確な発生届の入力方法や診断基準、入院基準等県医師会を通じて各医療機関に周知	・積極的疫学調査へ段階的に人員の投入(IHEAT等) ・積極的疫学調査の手順の評価、説明資料、マニュアルの更新	・国や県から積極的疫学調査の重点化等が示された場合には、調査体制を変更 ・説明資料、マニュアルの更新	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証
	健康観察・生活支援	(26)人員不足や担当が決まっておらず健康観察の電話連絡をできない時があった (27)【県庁・他保健所との調整】健康観察について、保健所のみでの実施となり、関係機関との連携した体制確保が必要であった (28)高齢患者の多くはMy HER-SYSが入力できず、電話で健康観察せざるを得なかった。電話が不通の場合もあり、時間がかかった (29)治癒確認の判断に困る場合があり、医師が判断する体制が必要であった 【市町村の生活支援】 (30)自治体による実施内容、対応状況、自己負担の有無に差があった (31)個人情報保護のため保健所と市町村との陽性者情報連携が進まず、必要とした住民へ生活支援が行き届かない場合があった	31)健康観察を中心とした健康観察体制の整備 32)【県庁・他保健所との調整】感染拡大時の健康観察の県での一元化、医師会等への委託、医療機関協力、医師派遣・配置等の体制の検討 33)感染症サーベイランスシステム等、健康観察に用いるツールの使用方法等を再確認 34)感染拡大に向けて健康観察等の方法を周知する。その際MyHER-SYSのようなスマートフォン等を利用した健康観察システム利用の推進 35)【県庁・他保健所との調整】県全体で個人情報保護に基づく情報連携の協定締結等を検討	・【県庁・他保健所との調整】感染拡大時の健康観察について、県での一元化、医師会等への委託、医療機関協力、医師派遣・配置等の体制の検討 ・感染症サーベイランスシステム等、健康観察に用いるツールの使用方法等を再確認 ・【県庁・他保健所との調整】県全体で個人情報保護に基づく情報連携の協定締結を検討してもらうよう依頼 ・【県庁・他保健所との調整】診断時に医療機関でパルスオキシメーターを貸し出すことやリーフレットに申請サイト(QRコード)を掲載しスマホで申請する方法等、診断時点で迅速にパルスオキシメーターや生活支援等が申請できる方法を検討	・健康観察手順の確認及び住民への周知 ・医療機関や訪問看護ステーション等、感染症の特徴や感染予防法について情報共有 ・感染症の特徴や感染予防法、健康観察の方法や地域住民に必要なサービスについて、管内市町村へ情報提供	・健康観察手順の周知継続 ・管内市町村における生活支援状況の共有 ・【県庁・他保健所との調整】県による健康観察センター等健康観察の一元化、外部委託の準備	・健康観察方針の情報収集、関係機関と情報共有 ・入院の必要性が認められない自宅療養・宿泊療養・高齢者施設等での健康観察を行なう方針が示された場合に対応できるよう体制を整備する ・【県庁・他保健所との調整】県による一元化、業務の外部委託(ハイリスク者以外の健康観察、訪問介護・看護等)	・所内各班における課題やノウハウの共有 ・次の感染の波を想定した体制の見直し ・感染者や感染拡大状況に関する情報の整理・再検証